



日本法教育研究センター コンソーシアム 年報



2024年度



2025年12月

日本法教育研究センター・コンソーシアム事務局

I. 組織編

1. 沿革 _____ 4 頁

2. 組織 _____ 7 頁

II. 活動編

1. コンソーシアム活動 _____ 14 頁

2. 各センターの活動 _____ 22 頁

日本法教育研究センター・コンソーシアム規約 _____ 36 頁

I . 組 織 編

1. 沿 革

1. 設立の経緯

(1) 法整備支援と人材育成

1990 年代以降、多くの社会主義国が市場経済体制へと移行した。これら体制移行国は、公正な市場経済のための法制度、法の支配、人権、民主主義の確立を必要としている。また、経済のグローバル化に伴い、国内の法制度を国際標準に合致させる必要に迫られている。そのため、これらの国々は、諸外国・国際機関による支援を受けつつ、法整備を急速に進めている。

法整備支援によって新しい法律ができると、それを運用する人材が必要であり、同時に、いずれは自国の法を自らの手でつくりあげることができる人材を養成する必要がある。しかし、体制移行国では、時代に合った法学教育や体制の確立が遅れ、外国からの支援が求められている。

(2) 初期の留学生教育の成果

名古屋大学大学院法学研究科は、1999 年に、英語による日本法教育を開始した。文部科学省奨学金、JICA 長期研修員制度、人材育成支援無償（JDS）事業などにより、実際の立法・行政活動に携わる実務家や大学教員を留学生として受け入れ、人材育成を行っている。英語による教育は、教員と体制移行国出身の学生との双方が使える言語としてやむを得ず選択したという面もあるが、修了生の多くは、現在では、行政・司法機関、大学などで中核的な役割を担い活躍している。

一方で、日本法教育を英語で実施することの困難さも次第に明らかになってきた。英語で書かれた日本法の文献が限られていること、法令が改正されてもその英語訳の入手には時間がかかることに加え、そもそも法がそれを運用する人々を含めたシステムであることを考えれば、背景にある社会、文化、言語などを理解することなしに法を理解することは困難ではないか、という理念的な問題もある。

(3) 日本法教育研究センターの開設

そこで、名古屋大学は、日本法と日本社会を知ることのできる専門家を日本語により養成するために、2005 年以降、アジア各地に「日本法教育研究センター」を開設した。各センターでは、現地各大学の協力の下、その国で法学を専攻する学生に対して、日本語による日本法教育を行っている。

また、各センターは、日本では入手が困難な各国の法制度、法運用に関する情報を現地法律家の協力を得ながら収集し、アジア法研究の現地拠点としての役割を果たすと同時に、各センターに

日本法に関する文献を所蔵し、現地専門家に対するセミナーおよび集中講義を開催し、日本法情報の発信拠点としての役割も担っている。

(4) 日本法の比較法的優位

日本は明治時代以降欧米法を継受するとともに、それを日本社会に適合する法として独自に発展させてきた。植民地法を土台に発展したアジア諸国法にとって、日本法の発展の経験から学ぶことは多く、またアジア的な文化要素を持っている日本法は、アジア各国にとってモデルの一つとなりうる。特に、これまで日本政府の法律起草支援により、日本法をモデルに法律がつくられた国々にとっては、日本法に精通した専門家の養成が求められている。さらに、とりわけ重要な点として、日本は比較法研究が発展しており、日本での研究活動を通じて、世界の法律に触れる機会にも恵まれている。

(5) コンソーシアムの設立

現在、経済のグローバル化の著しい進展により、日本の法学者・法律実務家には、これに対応する役割も果たすことが期待されている。それに伴い、日本の大学が提供する法学教育の内容や方法にも、これまでの知恵を生かしながら、大胆な改善を加えていく必要がある。また、アジア地域との経済交流が活発になる中、各国との交流をますます促進するために、各国法情報およびこれらに精通した人材が求められている。このような問題意識を踏まえ、2017年、これまで進めてきた「日本法教育研究センター」事業を「オールジャパン」の事業と位置づけるため、「コンソーシアム」を設立した。今後は、センターでの日本法・日本の法学をキーワードとした交流の経験・実績・ネットワークをオープン・リソースとし、日本の大学・研究者・実務家・企業とともに、事業を推進する。

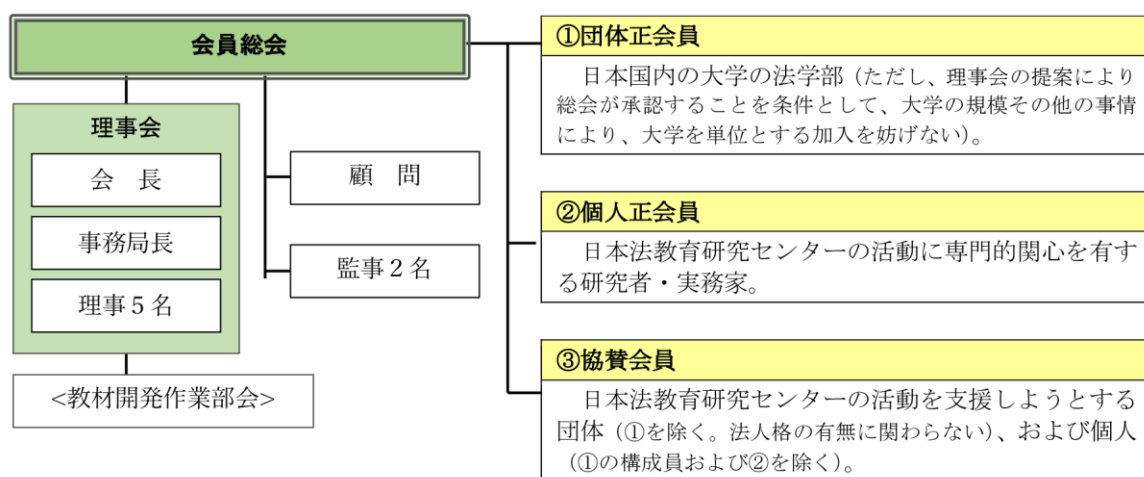
2. 関連年表

1948 年	名古屋大学法経学部設立（後に法学部と経済学部に分離）。
1991 年	ベトナム・ラオス・カンボジア・モンゴルを対象に、アジア・太平洋地域法政研究教育事業（AP プロジェクト）基金設立。
1995 年	 名古屋大学とガジャマダ大学とが全学協定締結。
1998 年	 名古屋大学法学部とカンボジア王立法経大学とが部局間協定締結。
1999 年	 名古屋大学法学部とハノイ法科大学とが部局間協定締結。  名古屋大学法学部とホーチミン市法科大学とが部局間協定締結。
2000 年	 名古屋大学法学部とモンゴル国立大学法学部とが部局間協定締結。  名古屋大学法学部とタシケント国立法科大学とが部局間協定締結。
2001 年	 名古屋大学とラオス国立大学とが全学協定締結。
2005 年	 最初の日本法教育研究センターとして <u>ウズベキスタン・日本法教育研究センター</u> 開設。
2006 年	 名古屋大学とタシケント国立法科大学とが全学協定締結。  名古屋大学とモンゴル国立大学とが全学協定締結。  <u>モンゴル・日本法教育研究センター</u> 開設。
2007 年	 <u>ベトナム（ハノイ）・日本法教育研究センター</u> 開設。
2008 年	 <u>カンボジア・日本法教育研究センター</u> 開設。
2012 年	 <u>ベトナム（ホーチミン）・日本法教育研究センター</u> 開設。
2013 年	 名古屋大学とカンボジア王立法経大学とが全学協定締結。  名古屋大学とヤンゴン大学とが全学協定締結。  <u>ミャンマー・日本法律研究センター</u> 開設。
2014 年	 <u>インドネシア・日本法教育研究センター</u> 開設。  <u>ラオス・日本法教育研究センター</u> 開設。
2016 年	名古屋大学基金特定基金「アジア法律家育成支援事業」開始。
2017 年	< <u>日本法教育研究センター・コンソーシアム</u> >設立。

2. 組 織

1. コンソーシアム

(1) 運営組織図



(2) 顧問・役員

（2024 年度）

（2024 年 6 月 28 日総会決定）

- 会長** 鮎京 正訓 （名古屋大学名誉教授）
- 事務局長** 小畑 郁 （名古屋大学大学院法学研究科教授）
- 理事** 竹下 啓介 （一橋大学大学院法学研究科長）
 武田 邦宣 （大阪大学大学院法学研究科長）
 中東 正文 （名古屋大学大学院法学研究科長）
 松尾 弘 （慶應義塾大学大学院法務研究科教授）
 合田 篤子 （金沢大学人間社会学域法学類長）
- 監事** 須網 隆夫 （早稲田大学法学学術院教授）
 徳本 穰 （九州大学大学院法学研究院長）

(3) 会員

(2024 年度)

《団体正会員》 16 団体

名古屋大学大学院法学研究科
名古屋大学法政国際教育協力研究センター
九州大学大学院法学研究院
大阪大学法学部
早稲田大学法学学術院
慶應義塾大学大学院法務研究科
一橋大学大学院法学研究科
関西大学法学部

朝日大学法学部
立命館大学法学部
名古屋経済大学
広島大学大学院法務研究科
金沢大学人間社会学域法学類
西南学院大学法学部
北海道大学大学院法学研究科
関西大学政策創造学部・大学院ガバナンス研究科

※申込受付順

《個人正会員》

36 名

《団体協賛会員》 24 団体

株式会社 TKC
矢橋ホールディングス株式会社
ヤバシインターナショナル株式会社
矢橋林業株式会社
矢橋工業株式会社
三星砒業株式会社
TMI 総合法律事務所
大江橋法律事務所
株式会社有斐閣
信山社出版株式会社
株式会社判例時報社
株式会社日本評論社
株式会社名南精密製作所

株式会社千年社
株式会社十六銀行
株式会社十六総合研究所
ブラザー工業株式会社
TSUCHIYA 株式会社
株式会社大垣共立銀行
特定非営利活動法人アジア・環太平洋地域法律
研究所
税理士法人 成和
株式会社サーテックカリヤ
加山興業株式会社
株式会社ソミックマネジメントホールディング
ス

※申込受付順

《個人協賛会員》

5 名

○オブザーバー団体（2024 年度）

法務省法務総合研究所国際協力部	（2018 年 2 月 13 日承認）
日本弁護士連合会	（2018 年 6 月 4 日承認）
独立行政法人国際協力機構	（2018 年 7 月 10 日承認）
公益財団法人国際民商事法センター	（2018 年 8 月 8 日承認）

2. 各国センターの概要

ウズベキスタン（タシケント）



設立先大学：タシケント国立法科大学

設立年月日：2005年9月7日

教員数（2025年3月末現在）：日本語講師6人（うち日本人1人、現地人5人）、日本法講師2人（うち日本人1人、現地人1人）

学生数（同上）：1年生16人、2年生12人、3年生10人、4年生18人

モンゴル（ウランバートル）



設立先大学：モンゴル国立大学法学部

設立年月日：2006年9月7日

教員数（2025年3月末現在）：日本語講師8人（うち日本人5人、現地人3人）、日本法講師4人（うち日本人1人、現地人3人）

学生数（同上）：1年生13人、2年生8人、3年生4人、4年生10人、5年生9人

ベトナム（ハノイ）



設立先大学：ハノイ法科大学

設立年月日：2007年9月7日

教員数（2025年3月末現在）：日本語講師5人（うち日本人2人、現地人3人）、日本法講師2人（うち日本人1人、現地人1人）

学生数（同上）：1年生23人、2年生11人、3年生7人、4年生11人

カンボジア（プノンペン）



設立先大学：王立法経大学

設立年月日：2008年9月5日

教員数（2025年3月末現在）：日本語講師4人（うち日本人2人、現地人2人）、日本法講師2人（うち日本人1人、現地人1人）

学生数（同上）：1年生18人、2年生7人、3年生13人、4年生4人

日本法教育・研究センターは、アジアの 7 カ国 8 カ所にセンターを設置している。いくつかのセンターでは、現地の大学に所属する学部学生が日本語で日本法を学んでいる。また、各センターは、それぞれの国のアジア法研究の拠点として機能することもめざしている。

ベトナム（ホーチミン）



設立先大学：ホーチミン市法科大学

設立年月日：2012 年 1 月 7 日

教員数： ——

学生数： —— （教育機能は持たない）

ミャンマー（ヤンゴン）



設立先大学：ヤンゴン大学

設立年月日：2013 年 6 月 29 日

教員数： ——

学生数： —— （教育機能は持たない）

インドネシア（ジョグジャカルタ）



設立先大学：ガジャマダ大学

設立年月日：2014 年 1 月 12 日

教員数： ——

学生数： —— （教育機能は持たない）

ラオス（ヴィエンチャン）



設立先大学：ラオス国立大学

設立年月日：2014 年 2 月 28 日

教員数： ——

学生数： —— （教育機能は持たない）

※各センターの教員数には非常勤スタッフを含む。

Ⅱ. 活 動 編

1. コンソーシアム活動

1. 活動計画

(2024 年 6 月 28 日総会決定)

(1) CJL 学生の日本の大学での受入

- CJL 修了生を留学生として受入（随時）
 - ⇒ 3 年生長期受入れ学生との交流会
 - ⇒ 留学生受入を希望する大学による個別説明会開催
- CJL 学生との交流
 - ⇒ 学年論文発表会
 - ⇒ 短期セミナーでの CJL 学生との交流
 - ⇒ スクーリング講師派遣
 - ⇒ CJL 修了生による研究報告・スモールトーク
- 日本語で日本法を学ぶための教材開発
 - ⇒ 一旦活動休止
- 教科書購入
 - ⇒ 学生配布用・4 年次教科書（野村豊弘『民事法入門〔第 8 版補訂版〕』（有斐閣、2022 年）の購入

(2) アジアで活躍する次世代の法学研究者・実務家の育成

- 日本法講師体験（毎年）
- 法整備支援連携企画サマースクール「アジアの法と社会」（毎年）
- ワークショップ「留学生と学ぶ アジア諸国のローカル言語・文化／比較社会」

(3) アジア法・法整備支援研究

- 法整備支援に関する研究会の立ち上げ

(4) 企業向け活動

- ファミ・クアン・ヒエウ駐日ベトナム大使講演会

(5) その他

- 会員のニーズ調査・新規会員勧誘
- 年報・ニュースレター発行（随時）

2024 年度の活動

■ 2024 年度理事会

日時：2024 年 6 月 5 日（水）14：45～16：15

会場：Zoom によるオンライン開催

2024 年度総会に提案する事項につき、役員で協議した。

■ 2024 年度総会

日時：2024 年 6 月 28 日（金）13：00～14：30

会場：Zoom によるオンライン開催

審議事項：

- (1) 会員の承認
- (2) 2023 年度決算
- (3) 2024 年度活動計画
- (4) 2024 年度予算
- (5) 役員選出
- (6) その他

報告事項：

- (1) 2023 年度活動報告

その他

■ ワークショップ「留学生と学ぶアジア諸国のローカル言語・文化」（春学期）

ワークショップ「留学生と学ぶ比較社会」（秋学期）

（春学期）ベトナム語：5 月 17 日（金）、24 日（金）、31 日（金）

講師：ヴォ・ミン・ダン、チャン・ティ・テュ・ハン

モンゴル語：7 月 3 日（水）、10 日（水）、17 日（水）

講師：ダシニャム・ホラン、エルデネバートル・エルフビルグーン、ボヤンジャルガル・ソ
ヨルエルデネ

（秋学期）第 1 回「学校教育制度」2024 年 10 月 18 日（金）10：30～12：00

講師：ラヒムベルガノフ・ハサンボイ（ウズベキスタン）、ガンボルド・トゥグルドゥル（モン
ゴル）、ルオン・ティ・ヒエン（ベトナム）、ピラチャン・ソムサワット（ラオス）

第 2 回「大学入試」2024 年 11 月 27 日（水）16：30～18：00

講師：ショディヨロフ・オタベク（ウズベキスタン）、バトボヤン・オチラル（モンゴル）、
レ・ドゥック・ホアン（ベトナム）、ピラチャン・ソムサワット（ラオス）

■ 2024 年度日本法教育研究センター「学年論文発表会」(オンライン)

日時：2024 年 8 月 6 日 (火) 13:00～16:00

会場：名古屋大学アジア法交流館 (2 階) カンファレンスルーム&Zoom によるオンライン (ハイブリッド形式)

テーマ	発表時間	質疑応答	発表者
グループ A			
①EC フロアにおける偽造品販売の問題－消費者に対する EC 運営者の責任を中心に－	13:06－13:26	13:26－13:39	トン・ジェウ・ヴィ (V)
②ベトナムにおける YouTube での医薬品広告活動に参加する広告伝達者の法的責任の問題	13:40－14:00	14:00－14:13	キエウ・ミー・リン (V)
③バンカシュアランス (銀行を通じた保険商品の販売活動) における顧客の権利の保護	14:14－14:34	14:34－14:47	グエン・フォン・トゥイ (V)
④ベトナムにおける個人情報保護法 (政令 13/2023/NĐ-CP)	14:48－15:08	15:08－15:21	グエン・ティ・キエウ・ザン (V)
グループ B			
①自動運転車が被害を引き起こした場合における損害賠償責任を負う主体について	13:06－13:26	13:26－13:39	グエン・ティ・ホアイ (V)
②家畜の占有者等の損害賠償責任	13:40－14:00	14:00－14:13	アムガランバートル・アノジン (M)
③有限会社法における CEO の受託者責任の問題	14:14－14:34	14:34－14:47	アロフジャエフ・アフザルホン (U)
④刑法における著作権の保護とその執行問題	14:48－15:08	15:08－15:21	オトゴンフヤグ・ガルドマー (M)
⑤インターネット上の著作権侵害に対する責任	15:22－15:42	15:42－15:55	グエン・フォン・ニー (V)
グループ C			
①ウズベキスタンにおける司法へのアクセスの問題	13:06－13:26	13:26－13:39	クルバノワ・ロリータ (U)
②民事訴訟における職権証拠調べをめぐる問題	13:40－14:00	14:00－14:13	ロン・プティチアット (C)
③ウズベキスタンの民事裁判所において上級裁判所の裁判官が下級裁判所の判決と逆の判決を出しづらい問題	14:14－14:34	14:34－14:47	アブデゥナシモワ・ナルギザ (U)
④モンゴルの最高監査機関に関する問題	14:48－15:08	15:08－15:21	バートルガ・エングーン (M)
グループ D			
①モンゴル民法第 222 条 5 項に関する問題	13:06－13:26	13:26－13:39	バヤルサイハン・ボディサナー (M)
②モンゴルにおける運送取扱契約の問題	13:40－14:00	14:00－14:13	チンバット・ミンジブルガン (M)
③遺言による相続権に関する問題点	14:14－14:34	14:34－14:47	ガンボルド・ボヤンザワ (M)
④リース契約における形式の選択の問題点	14:48－15:08	15:08－15:21	オーガンバト・フスレン (M)

署名	発表時間	質疑応答	発表者
グループ E			
①ウズベキスタンの国家公務員の責任と個人の経済的自由権とのバランスの問題	13:06－13:26	13:26－13:39	アジスバエワ・ザミラ(U)
②ウズベキスタンの綿織物クラスターにおける契約自由原則の問題	13:40－14:00	14:00－14:13	コミジョノフ・ショフルフ(U)
③モンゴルにおける表現の自由が刑事法で制限されている問題	14:14－14:34	14:34－14:47	バトツェンゲル・エンフゲレル(M)
④学問の自由に関する問題	14:48－15:08	15:08－15:21	ガニバエワ・グルヌル(U)
⑤税関における登録商標と未登録商標の所有者の権利保護の差について問題	15:22－15:42	15:42－15:55	カッホロワ・ドゥルドナ(U)
グループ F			
①モンゴル民事訴訟法における裁判官の決定や命令に対して不服申し立ての起算日に関する問題	13:06－13:26	13:26－13:39	エンフタイワン・ブヤンネメフ(M)
②ウズベキスタンにおける民法第154条1項による返還請求の時効の開始点に関する問題	13:40－14:00	14:00－14:13	ウリノフ・ハイルツロジョン(U)
③モンゴル民法における出訴期間に関する問題	14:14－14:34	14:34－14:47	バトトゥルム・セルゲレン(M)
④抵当目的物が低価格で競売にかけられる問題	14:48－15:08	15:08－15:21	カモフディノフ・ウルグベク(U)
グループ G			
①国際法における越境河川の利用権の問題	13:06－13:26	13:26－13:39	サイディラスロフ・シャフゾド(U)
②国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約に関するベトナムの加盟の問題	13:40－14:00	14:00－14:13	ダオ・ゴック・リン(V)
③カンボジアにおける同性婚の問題	14:14－14:34	14:34－14:47	ルン・ナリン(C)
④ベトナムにおける労働仲裁評議会による労働紛争解決の法的枠組み	14:48－15:08	15:08－15:21	ゴー・ホアン・ハ・フォン(V)
⑤ウズベキスタン民事訴訟法第207条による民事裁判所における労働紛争解決手続きの期間の長さの問題	15:22－15:42	15:42－15:55	マンスロワ・ショフサナム(U)
グループ H			
①カンボジアにおける労災保険の対象者拡大に関する考察	13:06－13:26	13:26－13:39	リエン・ダヴァット(C)
②モンゴルにおける鉱業の労働者の時間外労働と代休に関する問題	13:40－14:00	14:00－14:13	エンフボルド・エンフトール(M)
③使用者による労働契約の一方的な解除	14:14－14:34	14:34－14:47	ヴ・ズオン・クオック・ヴィエット(V)
④カンボジアにおける労働組合の代表者の役割と権利の検討	14:48－15:08	15:08－15:21	ヌン・リアッチニー(C)

■ 法整備支援連携企画・サマースクール「アジアの法と社会 2024—アジア諸国における検察官の役割」

日時：2024年8月19日（月）、20日（火）

会場：Zoomによるオンライン開催

主催：名古屋大学大学院法学研究科／法政国際教育協力研究センター(CALE)、日本法教育研究センター・コンソーシアム

共催：公益財団法人国際民商事法センター、法務省法務総合研究所、慶應義塾大学大学院法務研究科、

後援：独立行政法人国際協力機構（JICA）、愛知県弁護士会、公益財団法人アジア刑政財団

8月19日（1日目）：

第一部

10：00～10：15 開会挨拶・趣旨説明

10：15～10：45 講義①「日本の検察官」山下拓郎（法務省法務総合研究所国際協力部教官・検事）

10：45～11：15 講義②「フランスの検察官」末道康之（南山大学法学部教授）

11：15～11：45 講義③「社会主義国（旧ソ連）の検察官」竹内大樹（舞鶴工業高等専門学校人文科学部門助教）

11：45～12：30 質疑応答・総括

第二部

テーマ：学生セッション「学生たちの目から見た検察官」

14：00～14：15 趣旨説明

14：15～15：15 名古屋大学日本法教育研究センター学生・修了生等による発表（ウズベキスタン・モンゴル・ベトナム・カンボジア・ラオス）

15：25～16：25 グループ交流

16：25～16：40 総括

8月20日（2日目）：

第三部

13：30～13：40 趣旨説明

13：40～14：00 講義④「ウズベキスタンの検察官」サルドル・アブドゥハミドフ（ウズベキスタン共和国弁護士（修習生））※当日は、マディナボヌ・ナビエワ（ウズベキスタン日本法教育研究センター修了生）が代理発表

14：00～14：20 講義⑤「モンゴルの検察官」バトオルシフ・ソドゲレル（モンゴル国立大学法学部助教）

14：20～14：40 講義⑥「ベトナムの検察官」グエン・ドゥック・ヴィエット（ハノイ法科大学講師）

14：40～15：00 講義⑦「カンボジアの検察官」イエン・チョリダー（王立法律経済大学非常勤講師）

15：00～15：20 講義⑧「ラオスの検察官」ラッティダー・キティヤヴォン（ラオス人民民主共和国弁護士（修習生））

15：20～16：30 質疑応答・総括

■ 名古屋大学への3年生長期受入れ

期間：2024年9月～2025年8月

アジスバエワ・ザミラ、カモフディノフ・ウルグベク（ウズベキスタン）

オーガンバト・フスレン、バトトゥルム・セルゲレン（モンゴル）

トン・ジェウ・ヴィ、グエン・フォン・ニー（ベトナム）

ロン・プティチアット、リエン・ダヴァット（カンボジア）

■ CJL 修了生による研究報告会

日時：2024年9月17日（火）13：00～14：30

会場：Zoom によるオンライン開催

主催：日本法教育研究センター・コンソーシアム、名古屋大学法政国際教育協力研究センター(CALE)

報告者：各30分（報告15分、質疑応答15分）

ボヤンジャルガル・ソヨルエルデネ（モンゴル）

「モンゴルにおける老齢年金制度の法構造—社会保険における参加の公法的構成—」

ダシニャム・ホラン（モンゴル）

「モンゴルにおける離婚に伴う財産分与制度と清算割合の問題」

リ・ティ・ゴック・ラン（ベトナム）

「障害者雇用に関するベトナムと日本の比較法的検討—民間企業の合理的配慮提供義務の確保を中心として—」

■ 法科大学院修了生オンライン日本法講師体験

伊藤大輔（名古屋大学法科大学院既習2年）（ウズベキスタン・モンゴル派遣、2024年9月30日～11月22日）

小板橋龍正（名古屋大学法科大学院既習2年）（ウズベキスタン・ベトナム派遣、2024年9月30日～11月22日）

※2023年度より、司法試験制度変更にともない、対象を法科大学院最終年度在籍生にも拡大。

※派遣先は、講師体験を実施したセンター。実施期間は、オリエンテーション、授業見学、模擬授業及び講師体験を実施した期間。

※2025年4月には、2023年度及び2024年度に講師体験参加者である木場優太氏と小板橋龍正氏を、それぞれカンボジアセンター、モンゴルセンターの特任講師として採用した。

■ 短期セミナー

日付：2025年2月17日（月）～2月28日（金）

● 講義

(a) 民事訴訟法（名古屋大学・村上正子教授）※団体正会員

-
- (b) 憲法（新潟大学・栗田佳泰教授）
 - (c) 刑事裁判（名古屋経済大学・白出博之教授）※団体正会員
 - (d) 海外と関わる弁護士業務（TMI 総合法律事務所名古屋オフィス・尾形和哉弁護士、白井紀充弁護士※団体協賛会員
 - (e) 家庭裁判所調査官講演
 - 見学訪問
 - (a) 名古屋家庭裁判所（施設見学、模擬審判）
 - (b) 十六銀行（銀行におけるコンプライアンス講義・討論）※団体協賛会員
 - (c) 名古屋刑務所（刑務所制度講義、施設見学）
 - (d) ソミック・マネジメントホールディングス（企業法務に関する講義）
 - 学年論文中間発表会
 - アジア諸国の政教関係（政治と宗教の関係）をテーマとしたディスカッション
 - 名古屋大学附属中学・高等学校での授業参加・口頭発表
 - ホームステイ（受入先：一宮市国際交流協会、かにえ国際交流友の会、幸田町国際交流協会、個人）
 - 文化発表会

■ スクーリング

ウズベキスタン：川嶋隆憲（慶應義塾大学法務研究科・教授）、民事訴訟法、2025 年 3 月 5 日～12 日※団体正会員、コンソーシアムより旅費支出

モンゴル：カライスコス・アントニオス（龍谷大学法学部・教授）、民法、2025 年 3 月 9 日～14 日

ベトナム：得津晶（一橋大学大学院法学研究科・教授）商法、2025 年 3 月 3 日～10 日※団体正会員、コンソーシアムより旅費支出

カンボジア：松田貴文（名古屋大学大学院法学研究科・教授）民法、2025 年 3 月 3 日～7 日※団体正会員

3. 2024 年度決算

I. 収入の部

項 目	予 算	決 算	差 額	備 考
1. 年会費	1,993,000	2,006,000	13,000	
団体正会員	450,000	450,000	0	16団体(15口)
個人正会員	175,000	160,000	△ 15,000	32名
団体協賛会員	1,350,000	1,380,000	30,000	24団体46口
個人協賛会員	18,000	16,000	△ 2,000	3名16口
2. 寄付	0	0	0	
3. セミナー参加費	0	0	0	
4. 利子	0	1,632	1,632	
収入合計 (A)	1,993,000	2,007,632	14,632	
繰越金	2,249,376	2,249,376	0	
収入合計[(A)+繰越] (B)	4,242,376	4,257,008	14,632	

II. 支出の部

項 目	予 算	決 算	差 額	備 考
1. CJL学生の日本の大学での受入れ	941,220	694,510	246,710	
・旅費(長期受入れ学生との交流 国内旅費)	264,000	0	264,000	別途助成金にて実施
・旅費(スクーリング講師派遣)	600,000	623,230	△ 23,230	
・4年生への教科書配付(野村豊弘「民法法入門・第8版」)	77,220	71,280	5,940	
2. アジアで活躍する次世代の法学研究者・実務家の育成	48,600	126,540	△ 77,940	
・謝金(サマースクール)	48,600	126,540	△ 77,940	
3. アジア法・法整備支援研究	372,000	258,630	113,370	
・謝金(法整備支援に関する研究会講演)	72,000	0	72,000	
・現地拠点対応コーディネーター費用	300,000	258,630	41,370	
4. 企業向け活動	151,700	0	151,700	
ヒエウ駐日ベトナム大使講演会				先方都合により順延
・旅費	48,000	0	48,000	
・講演謝金	26,700	0	26,700	
・通訳費	77,000	0	77,000	
5. 事務局経費	1,373,600	1,112,774	260,826	
・事務処理経費(4-3月)	873,600	873,600	0	
・年報印刷費(テープおこし含)	300,000	205,400	94,600	
・雑費(消耗品、郵送料、印刷費等)	200,000	33,774	166,226	
6. その他	540,000	0	540,000	
・旅費(コンソーシアム協力会員協力依頼)	240,000	0	240,000	
・予備費	300,000	0	300,000	
支出合計 (C)	3,275,420	2,192,454	1,082,966	
収支差額 (A)－(C)	△ 1,282,420	△ 184,822	△ 1,068,334	
収支差額(次年度繰越金) (B)－(C)	966,956	2,064,554	1,840,949	

2. 各センターの活動

1. 教育カリキュラム

海外に展開する各センターのうち、教育機能をもつセンターでは、次の教育活動を行っている。

(1) ミッションポリシー

発展途上国ないし体制移行を経験した国である母国の法の現状・構造的問題を理解し、母国の法制度について基礎的な知識を持ちながらも、それに対して批判的な問題意識を持つことを通じて、母国に必要とされる法改革に貢献でき、かつ、日本との懸け橋となるような人材を育成し、そのための教育研究上の協力関係を発展させる。



(2) 学期

各センターでは、8-9月頃から1-2月頃までが前期、2-3月頃から6-7月頃までが後期である。

(3) 各年次の教育内容

<入学～1年次>

まず、現地の大学に在籍する学生の中から、優秀な学生約20-40名を選抜する。選抜された学生た

ちに対して、現地に派遣された日本人講師や現地採用の日本語講師が、4年間（モンゴルのみ現地大学のカリキュラムに合わせて5年間）の日本語教育を実施する。合わせて、大学院進学後の研究活動に備え、論理的思考、論文執筆等のアカデミックスキルの養成も行う。

<2年次>

(前期)

●日本事情

日本の国土、気候、人口、労働、家族、教育などの日本事情について学ぶ。

(後期)

●名古屋大学作成教材『日本史・公民』

日本史：日本法を学ぶために、日本が諸外国からの影響を受け、どのように国家の制度を整備していったかの流れを、古代、古代の終わり、中世(1)鎌倉時代、中世(2)室町時代・戦国時代、近世・江戸時代、近代(1)明治、近代(2)大正・昭和の7つのセクションに分けて学ぶ。

公民：日本法を学ぶための基礎知識として、民主政治の基本原則(1)(2)、日本国憲法(1)(2)(3)、日本の社会保障、市場経済と独占禁止法を7つのセクションに分けて学ぶ。

★2年生日本語到達目標★

聞く：教員や学習者に慣れた人が、標準語「です・ます」体で話す、生活や学習などの身近な話題についての会話や話ならば、要点を理解できる。

読む：事実の説明文や単純な意見文などの、単純な構造を持つ論理的な文章を読んで理解できる。

話す：社会的な話題について、複数の文を連ねたり修飾語句などを使って、説明したり議論したりできる。自国の社会問題についての構成のあるプレゼンテーションを、相手が聞いてわかりやすく行うことができる。

書く：社会科学に関係のある話題について、つながりのあるテキストを書くことができる。ある問題について、自分の主張、その根拠を説明する文章を書くことができる。

<3年次>

●名古屋大学作成教材『日本の法システム』

ある程度現地の法制度について学んだ学生に対して、比較法の観点から日本法の位置づけと概要を学ぶために、日本の法システム全体の構造や特色、それが形成されてきた過程やその問題点などを、法の概念、憲法総論Ⅰ、権力分立、政治、司法、人権保障、比較法入門の7つのセクションに分けて学ぶ。

●学年論文

論理的思考を養成し、日本語でのライティング能力を向上させるために、原則として現地法に関し

て日本語でまとめる「学年論文」を1年間かけて執筆する。分量は、5,000～8,000字で、現地大学で学んでいる現地法について情報を収集・整理し、自分の問題意識を明確にできるようにすることを目指す。学年論文のテーマとして選んだ法的問題の自国での重要性を社会背景、法実務、法理論の各側面から説明し、その問題に対して自分なりの提案をする。

●短期研修（旧夏季セミナー、3年次修了時（8月）から学期中（2または3月）に変更）

各センターの優秀な学生上位5名程度を選抜し、日本での約2週間の研修を実施する。滞在中は、講義、法律関係機関への訪問、日本人学生との討論などに参加し、学んだことを運用する機会とする。

●長期研修（約1年間の交換留学（9月～8月））

各センターの優秀な学生上位2名程度を選抜し、オンライン事前活動5ヶ月、名古屋大学での交換留学11ヶ月の約1年半にわたる長期研修を実施する。名古屋大学で法学・日本語の講義を履修し、単位を取得する。

★3年生日本語到達目標★

聞く：専門分野の話題についてのやや複雑な事実の情報を理解でき、90分程度の講義の全体の流れが理解できる。

読む：自分の専門分野や関連のある主題について書かれた短編論文を読んで、十分に理解できる。

ただし、事実関係・論理構造・含意が複雑なものは、正しく理解できない場合もある。

話す：法学や研究テーマに関する話題について、自分や相手の理解を確認しながら会話を進めること、および15分ほどのプレゼンテーションができる。

書く：レポートを書くときに、様々な選択肢の利点と不利な点を整理し、根拠を提示しながら、ある視点に賛成・反対の理由を上げる。

<4年次>

●野村豊弘『民事法入門（第8版補訂版）』（2022年、有斐閣）

約6ヶ月かけて、以下の項目にしたがい、民事法入門を学ぶ（スクーリング実施時には、民事法入門の学習は終了している。）。

第1章 民事法	第2章 民法と民法典	第3章 権利と義務
第4章 法律行為	第5章 代理	第6章 時効
第7章 契約	第8章 所有権	第9章 不法行為
第10章 事務管理・不当利得	第11章 債務の弁済	第12章 家族
第13章 親子・扶養	第14章 相続	第15章 団体
第16章 権利の実現		

●大学院入試のための研究計画指導

大学院進学希望者に対して、研究計画執筆指導を行う。名古屋大学の大学院入試は、毎年1月から

2 月にかけて実施される。

●授業「ゼミ」

現地法と日本法を比較した発表、事例演習などを各センターで実施。テーマ・実施方法は、各センターで独自に選択。

★4 年生日本語到達目標★

聞く：自分の専門分野での議論であれば、抽象的な話題でも具体的な話題でも、内容的にも言語的にもかなり複雑な話の要点を理解できる。

読む：専門に関するコントロールされていないテキストを、その種類にあわせて読み方を変えながら、独力でかなり読み解ける。専門に関して広範な語彙力を持っているが、連語などに関しては補助が必要な場合がある。

話す：専門分野に関しては議論ができ、母語話者に負担を感じさせずに、流暢にやりとりができる。自分の専門分野に関して、流れのよい構成のしっかりしたプレゼンテーションを、準備すれば行うことができる。

書く：複数の考えを相互に関連付け、明瞭で詳しいテキストを書くことができる。様々な情報や議論を評価した上で書くことができる。

(4) 教育方針

日本法教育研究センターで学習する「日本法」科目の内容については、憲法および民法の 2 科目とする。

ミッションポリシーで掲げる「日本法の学習を通じた母国法に対する批判的な問題意識」は、どの科目を学習しても共通して得られるはずのものであること、現地の大学における現地法と並行して学習することから必ずしも十分な時間をかけられないことを考慮すると、1) 憲法と民法が日本法を中心科目であること、2) 日本の法整備支援においても民法を中心に行われてきていること、3) 国対私人、私人対私人の関係をバランスよく学ぶ必要があることから、憲法および民法に重点を置いて学習し、そこで得られた比較法的視点を他の科目を学習する際にも応用できるような能力を身に付けさせることが望ましいと考えた。

(5) スクーリング

スクーリングは、3 年次および 4 年次（モンゴルは 5 年次も含む）の学生を対象として実施する集中講義（2 コマ×3 日間程度）であり、日本から各専門分野の教員を派遣する。現地で実施している「日本法」科目で取り扱っていないテーマを中心として、現地センターで提供する教育を補完する役割を担う。

2. 各センターの活動

✓ ウズベキスタン

タシケント国立法科大学は、司法省が直接管轄する法曹養成の単科大学で、ウズベキスタンにおける最難関の法学高等教育機関であり、これまでに、司法省をはじめとする政府高官や法曹を数多く輩出している。首都タシケントの中心部に位置し、校舎は1875年に建設された非常に歴史ある建築物を使用している。2024年7月には第18期生14名が修了し、羽鳥隆ウズベキスタン共和国駐劄日本国特命全権大使をはじめとする多数の御来賓の御臨席を賜り、修了式を挙行了。修了生のうち、2名が名古屋大学大学院法学研究科に、4名が国内外の大学院に、それぞれ進学した。9月には、4年生のうち2名が名古屋大学の長期研修（交換留学）として、1名が日本語・日本文化研修留学生（日研生）として、それぞれ渡日した。2025年2月中旬から下旬には、3年生5名が名古屋大学の短期研修に参加するため渡日した。また、同月下旬に開催された第33回ウズベキスタン日本語弁論大会に、2年生1名が参加した。



第18期生修了式（2024年7月）



第33回ウズベキスタン日本語
弁論大会（2025年2月）



日本文化（ひな祭り・ちらし寿司）
体験（2025年2月）

✓ モンゴル

1942年に設立されたモンゴル国立大学は、モンゴルで最も長い歴史を誇る大学であると共に、国内最大の総合大学である。センターの日本法コースは、同大学法学部比較法学科の正規コースの1つとして位置づけられており、その履修科目の全てが卒業単位として認定されている。

2024年度の授業は滞りなく行われ、2024年6月には井川原賢駐モンゴ尔特命全権大使をはじめとする多数のご来賓・関係者のご臨席の下、第14期生の修了式を挙げる事ができた。計8名がセンターを修了し、うち5名が日本留学（名古屋大3名、金沢大1名、名古屋経済大1名）、3名が法律事務所等へ就職という進路を選択した。8月に入ると、当センターが令和6年度の外務大臣表彰を受けることが発表された。もうすぐ20年となるセンターの歴史の中で、各学生が日本語や日本法の学習において不断の努力を重ねたこと、またセンター修了後も各自が研究や実務などそれぞれの道で実績を重ねていったことがこの受賞に繋がったものと思われる。



14期生修了式（2024年6月）



新入生歓迎会（2024年9月）



大学対抗交渉コンペティション@上智大学（2024年11月）



「学校対抗日本語スピーチコンテスト（大学生の部）」で優勝した学生（2024年11月）



新年会での学生パフォーマンス（2024年12月）

✓ カンボジア

カンボジア・王立法経大学は、1949年に設立された国内で最も古い高等教育機関を前身とする。現在は、法、行政、経営経済、経済情報の4つの学部を擁し、学生数は1万人を超える。センターは、法学部及び行政学部の学生を対象に日本語・日本法教育を提供している。

2024年度は外部イベントでの学生・修了生の活躍が目立った一年であった。2024年6月に行われたカンボジア日本語スピーチコンテストでは、2部門で修了生や在学生（4年生1名、3年生1名）が優勝・準優勝を果たした。また、同年12月に行われたイオン1%クラブ日本語スピーチコンテストでは2年生2名が優勝・準優勝となり、訪日研修の機会を得ることができた。コロナ禍を境に日本の大学との交流が減少したものの、本年度は日本赤十字豊田看護大学との交流の機会を持つことができ、日々の学習への意欲を新たにする契機となった。



12期生修了式（2024年7月）



カンボジア日本語スピーチコンテスト
（2024年6月）



イオン1%クラブ日本語スピーチ
コンテスト訪日研修
（2025年2月）



日本赤十字豊田看護大学との交流
（2025年3月）

✓ ベトナム（ハノイ）

センターのあるハノイ法科大学は、ベトナム随一の法律専門家養成機関と位置付けられており、司法省をはじめとする政府高官、法曹を数多く輩出している。ハノイ市西部の新市街に位置し、現在学生数は約1万5千人である。

ベトナムは経済発展のスピードがかなり速く、日本の企業も多く進出していることから、日本の大手法律事務所もベトナムに拠点を置いている。そうした法律事務所では、日本法教育研究センターの修了生が数多く活躍している。2024年、ハノイセンターでは日本の大学、法律事務所、日系企業等と連携して、多くの特別講義やセミナーを開催し、様々な交流の機会を設けた。



修了式
(2024年6月25日)



新入生歓迎会 (2024年11月)



クリスマスパーティー (2024年12月)



得津先生と4年生のゲーム遊び (2025年3月)



RILAPの先生方との交流会 (2025年2月)

3. 活動の成果

(1) 各センターの修了者数

海外の各センターのうち教育活動を行うセンターでは、毎年 10 名前後の修了生を送り出している。修了生の総数は、2025 年 3 月現在、**469** 人を数える。修了者の一部は、名古屋大学をはじめ日本各地の大学に留学し、引き続き学習や研究に取り組んでいる。他の多くは、現地で政府機関や民間企業に就職し、それぞれの立場で母国の発展に力を尽くしている。

表 1 各センターの修了者数（2024 年 7 月現在）

	ウズベキスタン	モンゴル	ベトナム (ハノイ)	カンボジア	ベトナム (ホーチミン)
2007 年度	3 人	—	—	—	—
2008 年度	9 人	—	—	—	—
2009 年度	5 人	—	—	—	—
2010 年度	9 人	—	—	—	—
2011 年度	5 人	7 人	9 人	—	—
2012 年度	6 人	9 人	13 人	8 人	—
2013 年度	4 人	7 人	9 人	8 人	—
2014 年度	3 人	8 人	6 人	9 人	—
2015 年度	4 人	6 人	11 人	7 人	6 人
2016 年度	4 人	4 人	10 人	8 人	7 人
2017 年度	2 人	4 人	13 人	8 人	6 人
2018 年度	3 人	8 人	11 人	12 人	6 人
2019 年度	5 人	7 人	12 人	11 人	7 人
2020 年度	2 人	10 人	9 人	6 人	5 人
2021 年度	6 人	12 人	11 人	6 人	—
2022 年度	4 人	6 人	8 人	5 人	—
2023 年度	7 人	8 人	11 人	—	—
2024 年度	14 人	8 人	10 人	2 人	—
計	95 人	104 人	143 人	90 人	37 人

(2) 博士号取得者

センター設立から7年を経た2012年以降、2025年3月現在までに、以下に掲げる修士が博士号を取得した。

Umirdinov, Alisher Isoqjonovich 「天然資源に関する国際直接投資紛争における課税主権：ウズベキスタンを素材として」(名古屋大学、2012年9月、博士(比較法学))。

RASULOV, Muhammadjon 「ウズベキスタン倒産法における否認権の行使に関する諸問題：日本及びロシア倒産法制度との比較を中心に」(名古屋大学、2013年9月、博士(比較法学))。

SAPYAZOVA, Gyuzel “Interrelationship Between Constitutionalism and Political Parties in Uzbekistan : Comparative Review with Russia and Germany-” (名古屋大学、2014年3月、博士(比較法学))。

Jurabek, NEMATOV 「ウズベキスタンにおける行政裁判制度の法的諸問題：旧ソ連における行政に対する司法審査との比較研究」(名古屋大学、2014年9月、博士(比較法学))。

CHEA, Seavmey 「不当労働行為救済制度のカンボジア・日本・アメリカ比較法研究：差別的取扱判断基準を中心に」(名古屋大学、2017年9月、博士(比較法学))。

リム・リーホン 「カンボジアにおける司法の独立とアカウンタビリティ：日・仏・英との比較を中心に」(名古屋大学、2018年5月、博士(比較法学))。

ガンホヤグ・ダワーニャム 「環境汚染の局面における親会社責任の法律構成：モミ日法比較考察を中心に」(名古屋大学、2019年3月、博士(比較法学))。

Radjapov, Husain “The Identification of Tacit Collusion in Oligopolistic Markets” (神戸大学、2019年3月、博士(法学))。

TRUONG, Thi Thu Hoai 「ベトナムにおける提訴時効制度の目的と構造をめぐる法的課題の検討：日欧越比較を通じて」(名古屋大学、2019年9月、博士(比較法学))。

SREANG, Sim 「労災補償と損害賠償との関係：カンボジア・アメリカ・日本の比較から」(名古屋大学、2020年10月、博士(比較法学))。

Umirov, Fakhriddinovich Fitrat 「憲法保障における機能的等価物の比較憲法学的研究：日本、ウズベキスタン共和国及びソビエト社会主義共和国連邦の実践を対象に」(大阪大学、2021年3月、博士(法学))。

Battulga, Dulguun 「モンゴルにおける不利益処分手続の生成と展開：2015年行政一般法を画期とした転回と歴史的遺産」(大阪大学、2021年3月、博士(法学))。

SOM, RATANA 「自動車事故責任についての実践的な制度設計の試み：カンボジアと日本との比較検討をふまえて」(神戸大学、2021年3月、博士(法学))。

バータル, ノムン「整理解雇に関する日蒙比較法研究」(名古屋大学、2022 年 10 月、博士(比較法学))。

CHINKET, Metta「カンボジアにおける行政紛争処理制度の研究」(名古屋大学、2022 年 10 月、博士(比較法学))。

EAN, Chhorida「弁護士の職業的アイデンティティの研究：カンボジア弁護士を中心に」(名古屋大学、2023 年 2 月、博士(比較法学))

クチコロフ, ミルショド「ウズベキスタンにおける商標権に係る真正商品の並行輸入-日米欧及びユーラシア経済連合、並びにロシアの制度との比較を中心に-」(早稲田大学、2023 年 3 月、博士(法学))

SOK, VANNY「カンボジア及び日本における民事交通事故法理に関する総合的研究」(北海道大学、2023 年 9 月、博士(法学))

スフバータル, スフチョローン「モンゴルにおける環境訴訟の展開可能性と課題：モンゴル法・オーフス条約・日本法の比較研究」(名古屋大学、2023 年 10 月、博士(比較法学))

SUKHBAATAR, Molom「モンゴルにおける鉱物資源開発による環境問題と環境紛争解決制度：鉱害による被害者救済を中心に」(名古屋大学、2024 年 7 月、博士(国際開発学))

PHAN, Dang Hoang Truc「ベトナムにおける労働者の競業避止義務に関する法学的検討：アメリカ及び日本との比較から」(名古屋大学、2024 年 10 月、博士(比較法学))

サランゲレル, バトバヤル「企業買収法制における公正な買収防衛策のあり方についての研究：比較法的考察からの示唆」(九州大学、2025 年 3 月、博士(法学))

ソウ, ヤーリー「近代的土地所有権の成立とその法的課題：明治日本の経験に基づく現代カンボジアへの展望」(横浜国立大学、2025 年 3 月、博士(法学))

(以上、各大学のレポジトリより。)

・。・。・。・。・。 奨学金について ・。・。・。・。・。

日本法教育研究センターの修了生・在学生のうち、日本国内に留学している者は、日本政府(文部科学省)奨学金の他、次の民間の奨学金を活用している。

- ・ じゅうろくアジア留学生奨学金
 - ・ ロータリー米山記念奨学金
-
-

- ・マブチ国際育英財団奨学金
- ・Nagashima Ohno & Tsunematsu ベトナム留学生奨学金
- ・ウズベキスタン留学生奨学金

(3) 日本語能力試験合格者

日本語能力試験は、日本語を母語としない人の日本語能力を測定し認定することを目的とする試験である。世界最大規模の日本語の試験であり、例年、第1回（7月）・第2回（12月）の2回の試験が行われるが、コロナにより実施されなかった回が多くあった。センターでは、日本語で日本法を学ぶために必要な能力の一つとしてN1またはN2の認定を受けることを奨励している。

表 2 N1・N2 認定者

	ウズベキスタン	モンゴル	ベトナム (ハノイ)	カンボジア
2024 年第 1 回 試験（7 月）	N1 0 人 N2 1 人	N1 1 人 N2 4 人	N1 0 人 N2 3 人	N1 1 人 N2 -
2024 年第 2 回 試験（12 月）	N1 0 人 N2 4 人	N1 1 人 N2 6 人	N1 1 人 N2 2 人	N1 - N2 -

合格者数はセンター在籍者のみを対象にしており、修了者を含まない。

表 3 参考：N1・N2 認定の目安および認定率等

N1	幅広い場面で使われる日本語を理解することができる。 読む ・幅広い話題について書かれた新聞の論説、評論など、論理的にやや複雑な文章や抽象度の高い文章などを読んで、文章の構成や内容を理解することができる。 ・さまざまな話題の内容に深みのある読み物ものを読んで、話の流れや詳細な表現意図を理解することができる。 聞く ・幅広い場面において自然なスピードの、まとまりのある会話やニュース、講義を聞いて、話の流れや内容、登場人物の関係や内容の論理構成などを詳細に理解したり、要旨を把握したりすることができる。 ❖2019 年 7 月：受験者数 116,860 人、認定者数 34,235 人（認定率 29.3%） ❖2019 年 12 月：受験者数 127,828 人、認定者数 39,312 人（認定率 30.8%）
N2	日常的な場面で使われる日本語の理解に加え、より幅広い場面で使われる日本語をある程度理解することができる。 読む ・幅広い話題について書かれた新聞や雑誌の記事・解説、平易な評論など、論旨が明快な文章を読んで文章の内容を理解することができる。 ・一般的な話題に関する読み物を読んで、話の流れや表現意図を理解することができる。

	聞く - 日常的な場面に加えて幅広い場面で、自然に近いスピードの、まとまりのある会話やニュースを聞いて、話の流れや内容、登場人物の関係を理解したり、要旨を把握したりすることができる。 ❖ 2019 年 7 月：受験者数 164,434 人、認定者数 59,160 人（認定率 36.0%） ❖ 2019 年 12 月：受験者数 178,040 人、認定者数 63,810 人（認定率 35.8%）
--	--

（日本語能力試験公式ウェブサイト [<http://www.jlpt.jp/index.html>] より）

(4) 受賞歴等

● 日本語スピーチコンテスト等入賞者

各センターが位置する国・都市では、さまざまな主体により日本語によるスピーチコンテスト、弁論大会等の企画が開催されており、センターの学生もこれらの企画に積極的に参加している。

(モンゴル)		
❖ 第 23 回大学対抗交渉コンペティション (INC Steering Committee 主催、2024 年 11 月 16-17 日)	N.ナランエルデネ A.バトアリウナー Ch. ミンジブルガン N.ブヤンネメフ 特別賞	
❖ 第 30 回学校対抗日本語スピーチコンテスト (在モンゴル日本国大使館、モンゴル日本語教師会他共催、2024 年 11 月 16 日)	E.ムンフジャルガル 優勝	
(ベトナム (ハノイ))		
❖ 2024 年度 (第 5 回) SDGs「誰ひとり取り残さない」小論文・イラスト コンテスト『小論文部門』(野毛坂グローバル主催、2025 年 3 月 3 日 (結果発表))	Nguyen Phuong Nhi 優秀作品賞	
❖ 第 5 回ベトナム日本語朗読会『初級部』(ハノイ大学、株式会社明光ネットワークジャパン、明光ネットワークベトナム主催、2024 年 10 月 26 日)	Nguyen Thuc Huyen 2 位	
(カンボジア)		
❖ 第 26 回日本語スピーチコンテスト (カンボジア日本人材開発センター、国際交流基金プノンペン連絡事務所、王立プノンペン大学、在カンボジア日本国大使館 共催、2024 年 6 月 9 日)	ジア シュウマイ(修了生) 第一部 優勝 ルム シーシーメイメイ 第一部 準優勝 ヌン リアッチニー 第二部 優勝	
❖ イオン 1%クラブ日本語スピーチコンテスト (公益財団法人イオンワンパーセントクラブ主催、2024 年 12 月 5 日)	ヴァン タットロットターヴォティ 優勝 サル スレイニッチ 準優勝	

(5) 研究・広報活動

以下では、①日本法教育研究センターの活動を紹介する論稿、②各センターの現・元教員等の関係者が執筆したものであって、センターでの活動あるいはその位置する国の法制度を考察の対象とする論稿、を紹介する。

傘谷祐之「小特集 アジア体制移行国の行政救済法の展開：監督から救済へ？ 企画趣旨」
法律時報 96 巻 12 号（2024 年 11 月） 55-56 頁。

PHAN Thi Lan Huong, “Outcome-based approaches to improving the quality of higher education in Vietnam”, Law Review Journal of Hanoi Law University, Special Issue, March 2025 (in Vietnamese).

—— “Examining Human Rights Derogation in State Emergencies: Insights from Vietnam's COVID-19 Control Policies”, Journal of Southeast Asian Human Rights, Vol. 8 Issue. 1, University of Jember & Indonesian Consortium for Human Rights Lecturers, June 2024, pp. 37-56.

—— “Preventing and responding to violence against women: A case study from Vietnam”, International Journal of Population Studies, Vol. 11 Issue 4, ACC Science Publishing, October 2024, published online.

—— Co-author, Book Chapter, in *Decentralization in Public Management in Vietnam*, National Political Publishing House, 2024.

牧野絵美「翻訳：ミャンマー連邦市民兵役法（国家平和発展評議会法 2010 年第 27 号）」Nagoya University Asian Law Bulletin No. 10（2024 年 10 月） 135-143 頁。

村上正子, 松尾陽「アジア比較法学の新たな担い手の育成に向けて」ICD news 100 号（2024 年 11 月） 33-34 頁。

日本法教育研究センター・コンソーシアム規約

2017年5月22日採択（発起人団体代表者会議）

第1章 総則

第1条（名称）本コンソーシアムは、「日本法教育研究センター・コンソーシアム」（略称「CJL コンソ」）と称する。

第2条（目的）本コンソーシアムは、法学の研究・教育分野におけるアジアを舞台とした国際交流を促進するために、名古屋大学大学院法学研究科および同法政国際教育協力研究センター（以下、CALE という）が運営する日本法教育研究センターの事業に参画することを目的とする。

2 本コンソーシアムは、名古屋大学大学院法学研究科が定める「日本法教育研究センター・ミッションポリシー」（別添）を承認する。名古屋大学大学院法学研究科は、同ミッションポリシーを修正する場合には、本コンソーシアムと十分な協議を尽くさなければならない。

3 本コンソーシアムは、前項にいうミッションポリシーに基づく日本法教育研究センターの事業に貢献する。

第3条（事業）本コンソーシアムは、次の事業を行う。

- ①日本法教育研究センターの運営方針についての、名古屋大学大学院法学研究科および CALE との協議
- ②日本法教育研究センターおよびそのネットワークを利用した教育（学生募集を含む）・研究事業の調整
- ③日本法教育研究センターの経験を生かした、アジア諸国における日本法の教育方法（教材を含む）開発
- ④その他本コンソーシアムの目的に合致する教育・研究支援関連事業

第2章 構成員およびオブザーバー

第4条（構成員）本コンソーシアムの目的に賛同し、規約を承認する団体および個人は、理事会および総会の承認を得て、次の各号の категория別に、本コンソーシアムの構成員となることができる。

①団体正会員：日本国内の大学の部局、ただし、理事会の提案により総会が承認することを条件として、大学の規模その他の事情により、大学を単位とする加入を妨げない。

②個人正会員：日本法教育研究センターの活動に専門的関心を有する研究者・実務家

③協賛会員：日本法教育研究センターの活動を支援しようとする団体（①を除き、法人格の有無にかかわらず）および個人（①の構成員および②を除く）

2 団体正会員（その個人構成員を含む）および個人正会員は、日本法教育研究センターのミッションポリシーに従い、かつその健全な運営を害しない限りで、日本法教育研究センターの施設やサービスを優先的に利用することができる。

3 団体正会員は、本コンソーシアムにおいて、すべて平等に取り扱われる。本コンソーシアムは、団体正会員の個人構成員と、個人正会員との平等な取扱いを確保するよう努める。本項の規定は、本規約で定める年会費および年会費額に応じた総会での票数の規定の適用を妨げない。

4 1項各号の構成員は、本規約に定める年会費を納入しなければならない。

第5条（オブザーバー団体）理事会は、国または地方公共団体の機関のように、その性格により団体正会員または団体協賛会員となることが適切でない団体を、本コンソーシアムに対する恒常的な助言を求めるため、オブザーバー団体となるよう招請することができる。

2 前項の招請を受けた団体は、その受諾によりオブザーバー団体となる。

第6条 (脱退) 本コンソーシアムの構成員は、事務局にその旨を通知することにより、本コンソーシアムから脱退することができる。ただし、脱退通知の到達日の属する会計年度の年会費は支払わなければならない。

第3章 役員および機関

第7条 (役員・顧問) 本コンソーシアムに、次の役員をおき、団体正会員の個人構成員および個人正会員のなかから、総会において選任する。

- ①会長： 1名（本コンソーシアムを代表する）
- ②事務局長： 1名（本コンソーシアムの事務を統括する）
- ③理事： 5名程度
- ④監事： 2名（本コンソーシアムの財産および業務の執行を監査する）

2 前項の役員の任期は、選任された定期総会から次年度の定期総会までとする。役員が任期途中で辞任または資格を喪失したときは、当該役員の所属する団体正会員は、後任者を指名することができる。その者は、理事会の承認を条件として、残任期間、当該役員の役職を務めるものとする。

3 本コンソーシアムに若干名の顧問をおくことができる。顧問は、団体正会員の個人構成員または個人正会員から、理事会の推薦に基づき、総会において選任される。

第8条 (総会の構成・議決) 本コンソーシアムの意思決定機関として、総会をおく。総会は、少なくとも年1回開催される。総会においては、団体正会員および団体協賛会員は、それぞれが指定する代表者により代表される。

2 総会は、次の各号の要件のいずれをも満たすことで成立する。出席には委任状によるものも含む。

- ①団体正会員の過半数が出席すること
- ②合計して、総会における票数の半数を超える団体

正会員および個人正会員が出席すること

3 協賛会員は、総会に出席し、発言することができるが、議決権を有しない。

4 議決にあたっては、可能な限り広範な合意を確保するよう協議を尽くしたのちにのみ票決に付することができる。

5 票決の場合には、次の各号のいずれをも満たすことにより、総会の議決として成立する。

- ①出席団体正会員の総票数の過半数の賛成
- ②出席正会員の総票数の過半数の賛成

6 第14条4項の規定の適用を害することなく、団体正会員は、総会の議決に際して、各6票を行使することができる。個人正会員は、各1票を行使することができる。

第9条 (総会の権限) 次の各号については、総会の議決を要する。

- ①本規約の採択および改正
- ②入会の承認。ただし、理事会による承認をもって直ちに構成員としての地位が発生し、総会の承認が得られない場合には、遡及的に入会が取り消されるものとする。
- ③役員・顧問の選任
- ④活動方針の決定
- ⑤予算および決算の承認
- ⑥本コンソーシアムの解散
- ⑦その他本規約により総会の議決事項とされている事項

第10条 (理事会) 本コンソーシアムの会務執行機関として理事会をおき、会長、事務局長、理事により構成する。監事は理事会に陪席することができる。

第11条 (専門作業部会) 理事会は、本コンソーシアムの専門的事業のために、専門作業部会を設けることができる。

第12条 (事務局) 本コンソーシアムの事務局を、CALEにおく。事務局は、理事会および監事の監督の下、事務局長の責任において日常的な会務の調整を行う。

第4章 財政

第13条 (財政の原則) 本コンソーシアムの財政は、会費、寄付金、補助金その他の本コンソーシアムの目的に合致する収入でまかなう。

2 本コンソーシアムの会計年度は、毎年4月1日にはじまり、翌年3月31日に終わる。

第14条 (年会費) 本コンソーシアムの年会費を次の各号のように定める。

①団体正会員 3万円

②個人正会員 5,000円

③協賛会員 団体1口3万円、個人1口1,000円

2 前項①号の規定にかかわらず、一つの大学で複数の部局が団体正会員となっている場合は、それらの団体正会員の年会費を、大学単位で3万円を限度として、減額することができる。

3 前項の規定の適用および減額された年会費の決定は、理事会の提案に基づき、総会の議決による。

4 前2項の規定により、3万円未満の年会費が定めら

れた団体正会員は、総会においてその年会費額 5,000円ごとに1票を有するものとする。

第15条 (正会員会費の使途の限定) 本コンソーシアムの団体正会員および個人正会員の年会費収入は、日本法教育研究センターのランニングコスト（特任教員の人件費を含む）に支出してはならない。

第5章 雑則

第16条 (最初の事業年度) 本コンソーシアムの最初の事業年度を、2017年4月1日から始まる1年と定める。

第17条 (効力発生) 本規約は、第1回総会における採択によって、遡って効力を発生する。

第18条 (経過規定) 第1回総会において役員が選出されるまでの間、本コンソーシアムの発起人団体の代表で構成する会議体が、本規約の規定に従って理事会の職務を遂行する。

(別添) 日本法教育研究センター・ミッションポリシー

発展途上国ないし体制移行を経験した国である母国の法の現状・構造的問題を理解し、母国の法制度について基礎的な知識を持ちながらも、それに対して批判的な問題意識を持つことを通じて、母国に必要とされる法改革に貢献でき、かつ、日本との懸け橋となるような人材を育成し、そのための教育研究上の協力関係を発展させる。

団体協賛会員

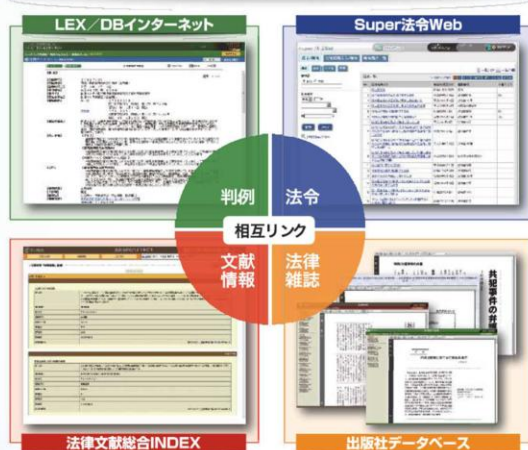
判例収録数 **35** 万件 突破!!

TKCローライブラリー

無料トライアルのお申込みはこちらから
<https://www.tkc.jp/law/lawlibrary>

誕生から40年超の信頼と安心、判例・法令・文献・法律雑誌を統合した日本最大級の法律情報データベース
60を超えるコンテンツ群、265万件以上の法情報を収録し、有用な法律情報を効果的に収集できる最適なツールです。

TKCローライブラリーのコンテンツ構成



判例 LEX/DBインターネット

- 日本最大級の判例収録数35万件超
- 141誌掲載・独自収集の重要判例等の日次更新により早期収録

法令 Super 法令Web

- 法務省責任編集「現行日本法規」に基づく信頼の法令データベース
- 過去改正履歴標準搭載:155の重要法令は施行時から閲覧可能

文献 法律文献総合INDEX

- 100万件超の法律関連文献情報を網羅的に収録
- 「法律時報」文献情報(創刊号昭和4年以降)とTKC独自収集情報登録

法律雑誌 独自コンテンツ多数提供、収録を拡大中

- 主要法律雑誌「判例タイムズ」「ジュリスト」「法律時報」等収録
- 各分野の専門コンテンツも充実!

ビジネス関連	・旬刊商事法務(商事法務研究会) ・ビジネス法務(中央経済社)等
労働関連	・季刊労働法/労働法EX+(労働開発研究会)等
刑事関連	・季刊刑事弁護/刑事事件量刑データベース(現代人文社)等
交通事故関連	・交通事故民事裁判例集Web(ぎょうせい)等

お問い合わせ先 **株式会社 T K C 東京本社 リーガルデータベース営業本部**

〒162-0824 東京都新宿区揚場町2-1 軽子坂MNビル2階 E-mail:lexcenter@tkc.co.jp フリーダイヤル:0120-114-094(土・日・祝日除く9:00~17:00)



TMI 総合法律事務所

 「人間探求」 石灰・木材・金属事業を主事業とし、 海外と連携したものづくりを行う。  矢橋ホールディングス株式会社 YABASHI 岐阜県大垣市赤坂町226 www.yabashi.co.jp	 日本評論社	
 大垣共立銀行		
		

日本法教育研究センター・コンソーシアム年報・

2024 年度

発行元 日本法教育研究センター・コンソーシアム事務局

名古屋大学法政国際教育協力研究センター内
日本法教育研究センター・コンソーシアム事務局
464-8601 名古屋市千種区不老町
Tel: 052-789-2325/ 4263 Fax: 052-789-4902
E-mail: cale-jimu@law.nagoya-u.ac.jp
<https://cale.law.nagoya-u.ac.jp/>

発行日 2025 年 12 月

※ 本誌の一部を引用する場合は、出典を明記して下さい。

